

大学等におけるリカレント教育の実施状況に係る調査分析事業
(リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業)

仕 様 書

1. 事業名

大学等におけるリカレント教育の実施状況に係る調査分析事業

2. 目的

現状、社会人のリカレント教育において主な提供主体は民間事業者となっており、また企業の人材育成においても連携する外部機関として最も多いのは民間事業者である（令和元年度文部科学省委託調査研究「EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究（社会人の学び直しの実態把握に関する調査研究）」）。大学を活用した学び直しが普及していない上記のような状況を踏まえ、大学等におけるリカレント教育の効果や社会への影響等を調査分析し、その評価指標の開発や普及啓発を目的とする調査研究事業を令和5年度に実施しているところである。

一方、社会人向けの履修証明プログラムや公開講座といった短期プログラムを実施する大学は全体の3割未満にとどまっており（文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」（令和2年度））、大学側のリカレント教育提供体制整備も不十分な状況である。しかし、採用と大学教育の未来に関する産学協議会2022年度報告書「産学協働で取り組む人材育成としての『人への投資』」（2023年4月26日）によると、単なるスキルにとどまらない、本質的な学びの深さ（深い知見・知識の共有と体系立った学び、「総合知」等）こそが大学での学びの特徴であり、こうした強みを生かした大学によるリカレント教育プログラムの提供促進が期待されているところである。

上記のような状況を踏まえ、大学におけるリカレント教育提供体制の強化を推進するにあたっては、現状の提供体制や実施状況に関する把握が不可欠であり、これらの実態把握を行い今後のリカレント教育の推進方策の検討にも役立てるとともに、調査分析結果を分かりやすい形で公表することでリカレント教育に係る取組を実施する大学等の参考に資すること及び大学等におけるリカレント教育への国民の理解増進を図るべく、本調査を実施する。

3. 成果物

本調査分析における成果物は、以下のとおりとする。

- ① 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課（以下「生涯学習推進課」という。）と連携して実施したリカレント教育の実施状況に関する調査の大学等ごとの回答票の電子データ、全設問の集計結果の電子データ、及び当該集計結果をグラフ等によりわかりやすくまとめた資料（※）の電子データ

※当該資料の様式は、「大学における教育内容等の改革状況について（令和2年度）」（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1417336_00009.htm）を参考にすること。

- ② 調査のために整備した国内の全大学等の連絡先一覧（住所及びメールアドレス）

※調査実施の際に、文部科学省から大学等の窓口を提供する予定だが、回答を回収する際に連絡先の変更等を把握した場合、またはリカレント教育担当部局の連絡先を把握した場合などは、訂正した連絡先一覧を提出すること。

- ③ 成果報告書の電子データ

※成果報告書の様式については、文部科学省との協議を踏まえ、図表等を活用し国民にわかりやすいものになるよう努めること。また、調査途中で収集した資料、データについても提出すること。

- ④ 成果報告書の概要の電子データ

＜成果物に係る補足＞

上記①及び②は、いずれも Microsoft Excel で作成することとする。

上記③は、Microsoft Word 形式及び pdf 形式で作成することとする。

上記④は、Microsoft PowerPoint 形式及び pdf 形式で、4 ページ程度で作成することとする。

pdf 形式で作成すべきデータについては、「音声読み上げブラウザ」に対応できるようテキスト情報が読み取り可能なものとする。

4. 業務実施（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 令和6年3月15日

5. 納入期限

「3. 成果物」のうち②は令和6年1月31日まで、①及び③、④は令和6年2月20日までに初稿を提出し、文部科学省との調整及び修正を行った上で、完成版を令和6年3月15日までに提出することとする。

ただし、調査途中で収集した資料、データについては、文部科学省からの要請に基づいて随時提出すること。

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

リカレント教育・民間教育振興室職業教育推進係

メールアドレス：syokugyou@mext.go.jp

7. 調査分析の内容及び調査方法

（1）調査票等の作成に関する助言及び調査の実施

以下の項目をはじめ、リカレント教育の実施状況把握のために必要な項目について、文部科学省生涯学習推進課と協議の上で、調査票及び各大学等が回答するための回答票を作成し、国内の全大学・高等専門学校・専修学校に対し調査票及び回答票を送付し、回答票を回収すること（回答票は電子データとして作成することとし、送付及び回収に当たっては電子メール等を利用すること。）

その際、生涯学習推進課の求めに応じ、調査事項に関する専門的な観点から助言を行うこと。

また、本調査の結果等を踏まえ、次回以降の調査項目等について助言を行うこと。

＜主な調査項目例＞

- ・履修証明プログラムの実施状況（実施数、総開設時間数、プログラムの分野、受講者数、企業との連携状況について等）
- ・短期リカレント教育プログラム（※）の実施状況（実施数、総開設時間数、受講者数、企業との連携状況について等）

（※）正規課程外で、一定の修了要件を定める社会人向けの体系的リカレント教育プログラム（履修証明プログラムや単発のワークショップ、公開講座は含まない）

- ・公開講座の実施状況（実施数、プログラムの分野、受講者数等）
- ・リカレント教育の実施体制の状況（全学的組織の設置や中長期的目標への位置づけ、ニーズ把握の方法等）

(2) 回答票の集計

(1) に基づき回収した各大学等からの回答票を集計すること。集計に当たっては、全ての設問を対象に、各大学等からの回答を設問毎に集約すること。集約データは Microsoft Excel 形式とすること。なお、対象数は大学が約 800（うち大学院をおくものは約 650）、高等専門学校が約 60、専修学校が約 2,700 となる見込みである。

(3) 各大学からの問い合わせ・質問への回答作成

調査の過程で各大学から寄せられる調査に関する問い合わせ・質問を取りまとめ、文部科学省へ報告するとともに、判断の必要がない質問等に対しては回答し、判断が必要な質問に対しては生涯学習推進課が作成した回答を大学へ送付すること。

(4) 調査結果の分析・公表用のグラフデータ等の作成

回答票の集計結果に基づき、「大学における教育内容等の改革状況について（令和 2 年度）」の公表資料も踏まえつつ、公表用の概要資料に掲載するグラフデータ等の内容の検討と作成を行う。グラフデータ等の作成にあたっては、文部科学省と適宜協議を行い、分かりやすい資料とするとともに、リカレント教育政策に有効な知見に繋がるような構成とするよう努めること。また、必要に応じてクロス分析なども行い、調査結果の多面的な分析に努めること。

(5) その他

本委託事業の実施にあたっては、国の委託事業としての適切な実施を期するため、適時、文部科学省担当課に進捗状況の報告を行い、必要に応じてその指示を仰ぐこと。

8. 事業規模

事業規模は 4,365 千円程度とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「大学等におけるリカレント教育の実施状況に係る調査分析事業（リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業）総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務内容に関する評価

1-1 事業内容の妥当性

*① 仕様書記載の調査分析内容について全て提案されていること。
〔上記①の項目について、仕様書に示した調査内容に関し、調査の客観性を高める工夫がなされていれば、その内容に応じて加点する。〕

*② 提案された調査分析結果や成果物は国における活用が期待できること。

1－2 調査手法・分析手法の妥当性、独創性

*① 調査手法が明確に示されており、妥当であること。

〔上記①の項目について、調査手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕

*② 分析手法が明確に示されており、妥当であること。

〔上記②の項目について、分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕

1－3 作業計画の妥当性、効率性

*① 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

〔上記①の項目について、効率的に作業を進めるための工夫等あれば、その内容に応じて加点する。〕

*② 作業の工程が明確で、正確性が担保されると認められるものであること。

〔集計結果の正確性の担保に資する工夫が見られれば、その内容に応じて加点する。〕

2 組織の経験・能力

2－1 組織の類似調査業務の経験

① 組織が過去に類似又は同等の専門性を有する調査分析を実施し、実績を有していること。（類似又は同等の専門性を有する調査分析の実績内容により加点する。）なお、実績の有無及び内容を確認するため、調査分析の名称、実施時期、調査分析内容の概要を明記した資料を、技術提案書とは別に提出すること。

2－2 組織の調査業務実施能力

*① 事業を遂行する人員が確保されていること。

〔リカレント教育に関する幅広い知見及び、大学等に対する迅速な情報収集力・ネットワークを有している場合は加点する。〕

*② 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2－3 調査業務に当たってのバックアップ体制

① 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 事業従事予定者の経験・能力

3－1 事業従事予定者の類似調査業務の経験

① 過去に類似又は同等の専門性を有する調査分析を実施し、実績を有していること。（類似又は同等の専門性を有する調査分析の実績内容により加点する。）なお、実績の有無及び内容を確認するため、調査分析の名称、実施時期、調査分析内容の概要を明記した資料を、技術提案書とは別に提出すること。

3－2 事業従事予定者の調査分析業務に関する専門知識・適格性

*① 調査分析に必要な知識・知見を有していること。

② 調査に活用できる人的ネットワークを有していれば加点する。

〔上記①、②の項目について、その専門性や本事業への活用可能性に応じて加点する。〕

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は、一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

5-1-① 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-② 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 再委託

調査研究のうち、その内容が第三者に委託することが調査研究の実施に合理的であると認められるものについては、調査研究の一部を再委託することができる。ただし、調査研究の全部を再委託することはできない。なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

12. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の

注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 5. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 6. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 7. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。